

労務 ROAD

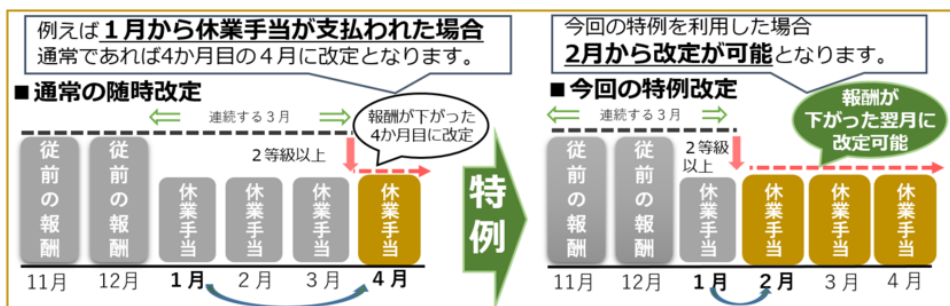
■標準報酬月額の特例改定について

令和3年8月より、新型コロナウイルス感染症の影響による休業により、著しく報酬が下がった場合について、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を通常の4か月目に改定によらず、特例により翌月から改定可能とする措置が講じられています。この度**令和4年1月から令和4年3月までの間**についても引き続き特例改定が講じられることとなりましたので、ご案内します。

令和3年8月から令和4年3月までの間に新たに休業により著しく報酬が下がったかたの特例

次の①から③のすべてに該当する方が対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、**令和3年8月から令和4年3月までの間に、著しく報酬が下がった月が生じた方**
- ②著しく報酬が下がった月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて**2等級以上下がった方**（固定的賃金の変動がない場合も対象となります）
- ③本特例措置による**改定内容に本人が書面により同意している**



※上記により特例改定を受けた方は、休業が回復した月に受けた報酬の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額と比較して2等級以上上がった場合、その翌月から標準報酬月額を改定することになりますので、月額変更届の提出が必要です。【日本年金機構より】

■新型コロナに感染した被保険者等に対する給付制度 対象期間再延長のお知らせ ～歯科医師国保～

新型コロナウイルス感染症に感染した日保険者に対する感染症見舞金や傷病手当金などの給付制度について、対象となる期間が**令和4年3月31日まで再度延長**されました。

支給基準

令和2年1月1日～**令和4年3月31日**の間で、下記のいずれかに該当する被保険者。

- ①新型コロナウイルス感染症に感染し、**連続して4日以上**休業した。
- ②**発熱等の症状があり**感染が疑われる状況で**連続して4日以上**休業した。

申請対象者

- ①感染症見舞金・・・個人診療所の事業主である甲種組合員（管理）本人
 - ②傷病手当金・・・①以外の被保険者（医療法人の院長含む）
- ※ご家族の方でも、当初から給与の支払いを受けられていて、支給基準に該当する場合、傷病手当金を申請することが出来ます。
- ※**給与が全額支払われている場合**は、傷病手当金を申請することは出来ません。

【大阪府歯科医師国民健康保険組合より】

詳しい内容のご説明や、申請については弊所担当にご相談ください。

VOL.785
(2201-5)



〒541-0056
大阪府中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：木下・姚・茅原・田村

社長が入れる
労災保険のことなら
「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

平素は大変お世話になって
おります。

年が明けて1箇月が過ぎよ
うとしておりますが、年末
年始はどうお過ごしでした
でしょうか。

私は「食べる」年末年始とな
り体重が自分史上最大とな
ってしまいました・・・
食べすぎには注意しなけれ
ばですね！（岡田）

1月 労務スケジュール

- ・年末調整還付
(1月還付の場合)
- ・賞与支払届の届出